山陽小野田市農業委員会 第8回

総 会 議 事 録

- 1. 開催日時 令和6年2月13日午後1時30分から午後2時20分
- 2. 開催場所 山陽小野田市保健センター2階 集団指導室
- 3. 出席委員

会	長	1	田	尾	光	_
会長職務代理者		1 4	五十	上嵐	奨	
委	員	2	<u> </u>	井	_	夫
		3	藤	井	豊	
		4	森	田	祐	三
		5	田	中	覺	
		7	中	島	由紀子	
		8	緒	方	始	
		9	藤	田	勲	
		1 0	池	田	直	美
		1 1	辻	村	勝	好
		1 2	村	上	雅	彦
		1 3	或	吉	彰	

4. 欠席委員 6 相 本 まゆみ

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第 29号 農地法第3条 権利の移動

議案第 30号 農地法第4条 転用

議案第 31号 農地法第5条 転用を目的とする権利移転

議案第 32号 現況証明願い

報告第 14号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第 33号 農用地利用集積計画について

議案第 34号 農業振興地域整備計画の変更について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 幡 生 隆太郎

事務局次長 銭 谷 憲 典

事務局職員 伊藤 敦

7. 議会の概要

議長

定刻になりましたので、只今より第8回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。

(起立、礼、着席)

本日の欠席委員は相本委員です。

それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。

本日の議事録署名委員は14番五十嵐職務代理者と2番二井委員にお 願いします。

それでは議事に入ります。

議案第29号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。

局次長

今月の農地法第3条の許可申請は4件です。

議案第29号番号21について議案書をもとに説明いたします。

2ページをご覧ください。

申請地は、 から へ約 k mに位置する農用地区域内 農地と第1種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は3ページをご覧ください。

本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満 たしていると考えられます。

局次長

次に現地調査報告をお願いします。

8番

現地調査報告を致します。

2月5日に事務局2名と池田委員、私の4名で現地の確認を致しま した。

周辺の状況に関しては、申請地は宅地を中心とした高低差のある高い位置にありました。

これカラーだから良く分かると思うのですが、色が付いている圃場・畑を対象に確認いたしました。

公図の 、道路脇にある圃場なんですが、これは北側が宅地、東側が道で西側が畑、南側が田んぼ。

それから はですね、これが一番低いところにある圃場なんですが、北側が宅地、東側が道で西側が畑、南側が田んぼと言うような形で、ブルーで色が付いていると思うんですけどあれが水路です。

水路に挟まれた圃場です。

それから と と 、北側が畑、西側が山林、南側が畑、 東側が畑と言うような状況です。

につきましては南側が自宅、西側が畑、東側が宅地といった ような環境です。

申請地の状況は田んぼにつきましては草地になっておりました。畑も草地でありました。

譲受人は維持管理が困難なため譲り渡すこととしたという事です。 譲受人は、現在耕作しておりませんが新規参入を図るための譲り受けを希望したという状況です。

以上をもちまして現地報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第29号番号21に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号22について事務局の説明を求めます。

局次長

議案第29号番号22について議案書をもとに説明いたします。 4ページをご覧ください。

申請地は、 から へ約 kmに位置する第3種農地です。 申請内容は下表のとおりです。

公図は5ページをご覧ください。

本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

10番

はい、現地の報告をさせていただきます。

位置関係につきましては事務局のほうからご説明がありましたので 省略させていただきます。

周辺の状況は宅地に囲まれた農地で、南側が宅地、北側が譲受人の畑で耕作中です。

東側は保全管理の畑、西側は赤字道でその隣が譲受人の住宅となっております。

申請地の状況は保全管理中となっております。

譲渡人は遠方で維持管理が出来ないので譲渡するそうです。

譲受人は約4反を耕作しており、農業機械も揃っておりますので耕 作可能です。

これで現地報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第29号番号22に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号23について事務局の説明を求めます。

局次長

議案第29号番号23について議案書をもとに説明いたします。

6ページをご覧ください。

申請地は、 から へ約 kmに位置する農用地区域内農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は7ページをご覧ください。

本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

8番

現地調査報告致します。

周辺の状況につきましては北側が畑、西側が山林、南側が草地、東側が道になっております。

申請地の状況につきましては宅地の南北に申請地があります。

宅地の西側の上が山林になっております。

申請地の状況につきましては、一応草地という形で畦畔で確認しております。

譲渡人は維持管理が困難なため譲り渡すことにしたそうです。

譲受人は現在耕作しておりませんが、新規参入を図るため譲受を希望したという状況でございます。

以上で現地報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第29号番号23に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員举手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号24について事務局の説明を求めます。

局次長

議案第29号番号24について議案書をもとに説明いたします。

8ページをご覧ください。

申請地は、 から へ約 kmの第3種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は9ページをご覧ください。

本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

10番

現地報告をさせていただきます。

周辺の状況は、北側と東側が崖で斜面に大きな木が何本も生えております。

西側は果樹園で色々な果樹を植えていて、南側は宅地となっておりました。

申請地の状況は保全管理中となっております。

譲り渡し人は管理できない農地を相続して売却処分を検討していた ところなので譲渡するそうです。

譲受人は15a耕作しており、農業機械も揃っており耕作可能です。 これで現地報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第29号番号24に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第30号「農地法第4条の規定による許可申請について」を 上程します。

事務局の説明を求めます。

局次長

今月の農地法第4条の許可申請は1件です。

議案第30号番号3について議案書をもとに説明いたします。

11ページをご覧ください。

申請地は、 から へ約 kmの第1種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は12ページ、土地利用図は13、14ページをご覧ください。

本件は、第1種農地を対象とした事案ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において、居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、代替性もないことから、農地法施行規則第33条第4項に該当し、許可の対象となるものです。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

8番

現地調査報告致します。

周辺の状況につきましては北側が農道、東側が市道ですか、西側が 宅地、南側が耕作地という状況になります。 申請地の状況につきましては保全管理された田んぼということで、 この保全管理された田んぼの二分の一余りを車庫・住宅の進入路とい う形で転用したいということです。

雨水処理に関してはこのたび出ました申請地の二分の一車庫と駐車場と既存の田んぼの境は排水路を設け、溜枡で雨水処理致します。

汚水に関しては発生しません。

埋立法面の処理につきましては北側の法面は 50cm 程度の土羽処理という形です。

申請地の進入路の位置は図面の東側で幅4mを確保されています。 境界につきましては既存の公共物、畦畔等で確認しております。

以上のことから特に問題はないと思います。

これをもって現地報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第30号番号3に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」を 上程します。

事務局の説明を求めます。

局次長

今月の農地法第5条の許可申請は8件です。

議案第31号番号30について議案書をもとに説明いたします。

17ページをご覧ください。

申請地は、 から へ約 k mに位置する公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は18ページ、土地利用図は19ページをご覧ください。

本件は、立地基準及び一般基準に照らし、第2種農地の許可基準を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

8番

現地調査報告を致します。

申請地はむらた循環器内科の東側に位置し、北側が宅地、東側がむらた循環器内科の建物、南側と東側が田んぼとなっております。

申請地の状況につきましては双方とも草地になっております。

高低差がちょっと 1.2 メートル強あると思われるのですが、一応埋め立ては 1.2 メートルを埋め戻し、周囲三方はブロック塀をつき上げ

るという風に聞いております。

雨水処理に関しては集水桝で農業用水路へ排出、汚水に関しては発 生しません。

申請地の進入路の位置は図面の西からで幅員は4mです。

境界については測量杭、既設構造物で確認しております。

以上のことから特に問題はないと思われます。

これをもって現地報告を終わります。

何か質問はありませんか。 議長

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第31号番号30に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員举手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号31について事務局の説明を求めます。

議案第31号番号31について議案書をもとに説明いたします。 局次長

20ページをご覧ください。

申請地は、 から へ約 kmの第1種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は21ページ、土地利用図は22から24ページをご覧ください。 本件は、第1種農地を対象とした事案ですが、住宅その他申請に係 る土地の周辺地域において、居住する者の業務上必要な施設で、集落 に接続して設置されるものであり、代替性もないことから、農地法施 行規則第33条第4項に該当し、許可の対象となるものです。

次に現地調査報告をお願いします。

現地調査報告を致します。

申請地は息子さんが自己用住宅建設用地を探しており、申し出があ ったということで親が無償で譲渡することにしたという風に聞いてお ります。

周辺の状況につきましては北側が申請者の親の宅地です。

それから西側と南側が耕作中の田んぼ、東側が市道です。

申請地の状況につきましては保全管理された圃場でありました。

雨水処理に関しては自然流下で道路の側溝に排出されます。

排水路は市道の横断した右側になろうかと思います。

あちら側に水路があります。

そこまで導かれるという事です。

汚水に関しては合併浄化槽、道路の側溝に処理します。

埋立法面の処理につきましては、造成が 60cm 程度の盛土で、法面処

議長

8番

理は、芝張りをするそうです。

申請地の進入路につきましては東側の市道から 4mほどの進入路が 設けられております。

境界につきましては、測量杭、既設構造物、畦畔等で確認しており ます。

以上のことから特に問題はないと思われます。

これで現地報告を終わります。

何か質問はありませんか。 議長

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第31号番号31に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員举手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号32について事務局の説明を求めます。

議案第31号番号32について議案書をもとに説明いたします。 局次長 25ページをご覧ください。

申請地は、 から へ約 kmの第1種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は26ページ、土地利用図は27から29ページをご覧ください。 本件は、第1種農地を対象とした事案ですが、住宅その他申請に係 る土地の周辺地域において、居住する者の業務上必要な施設で、集落 に接続して設置されるものであり、代替性もないことから、農地法施 行規則第33条第4項に該当し、許可の対象となるものです。

次に現地調査報告をお願いします。

10番 現地報告を致します。

周辺の状況は北側と西側が道路です。

東側は水路があって、その斜面には山があるのですけれど、結構伐 採されておりました。

南側は道路となっております。

申請地の状況は保全管理中となっております。

雨水処理は、東側の農業用排水路に自然流下にて排水します。

それから埋め立て法面の処理は、盛土が 0.5m、西側に高さ 1mの擁 壁を施工するそうです。

申請地への進入路の位置は図面の西側で、幅は3mです。

周辺農地への取水、排水、進入路に関しては影響ありません。

境界については境界杭で確認しております。

以上のことから特に問題はないと思います。

議長

これで現地報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無ければ私からの質問ですが、26ページの公図の黒いところは何で すか。別に関係はないところですが。

事務局

はい。

議長

お願いします。

事務局

地籍調査の年度が違うのでこうなっているそうです。

議長

時期が違うとこういう風になることがあるということは、今後もこ ういうことになる可能性があるのですか。

事務局

可能性はあります。

議長

わかりました。

他に何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第31号番号32に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号33について事務局の説明を求めます。

局次長

議案第31号番号33について議案書をもとに説明いたします。

30ページをご覧ください。

申請地は、 から へ約 kmの第3種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は31ページ、土地利用図は32から34ページをご覧ください。 本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考え られます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

10番

現地報告を致します。

周辺の状況は南側が雑種地、境界に建築ブロックがありました。

北側が宅地、ここも境界に建築ブロックがありました。

西側は県道、境界に建築ブロックがありました。

東側は一体利用地で造成済みとなっております。

申請地の状況は東側の建物は解体されており、その時に一緒に申請地も整地されております。

雨水処理については県道の側溝に排水いたします。

汚水は合併浄化槽で処理し、県道の側溝に排水します。

埋立法面の処理はありません。

申請地への進入路の位置は図面の西側で、幅は6メートルです。

周辺に農地はありません。

境界については境界杭で確認しております。

以上のことから特に問題はないと思います。

これで現地報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。無ければ私から質問させていただきますが、この自動車工場は新築ですか。

(挙手あり)

議長

どうぞ。

局次長

高栄町にある会社が立ち退きを求められているそうなので、移転し て新築します。

議長

移転して新築するのですね。600 ㎡ぐらいで間に合うのでしょうか。面積が638 ㎡ぐらいで。

局次長

後ろが一体利用地で合わせて使います。

議長

分かりました。

他に質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第31号番号33に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号34について事務局の説明を求めます。

局次長

議案第31号番号34について議案書をもとに説明いたします。

35ページをご覧ください。

申請地は、 から へ約 kmに位置する公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は36ページ、土地利用図は37ページをご覧ください。

本件は、立地基準及び一般基準に照らして、第2種農地の許可条件 を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

10番

現地の報告をいたします。

周辺の状況は北側が宅地、南側と東側がアパートの敷地です。

西側は雑種地となっております。

申請地の状況は保全管理中の畑となっております。

雨水処理に関しては溜枡で道路の側溝へ排水いたします。

汚水に関しましては発生しません。

埋め立て法面の処理は、既設建造物の高さに合わせてブロック積み

で埋めるそうです。

申請地への進入路の位置は図面の南側で幅3メートルです。

周辺に農地はありません。

境界杭で確認しております。

以上のことから特に問題はないと思います。

これで現地報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第31号番号34に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番35について事務局の説明を求めます。

局次長 議案第31号番号35について議案書をもとに説明いたします。

38ページをご覧ください。

申請地は、 から へ約 kmに位置する公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は39ページ、土地利用図は40ページをご覧ください。

本件は、立地基準及び一般基準に照らして、第2種農地の許可条件 を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

8番 現地調査報告を致します。

周辺の状況につきましては、北東に県道が走っております。

南側が田んぼ、西側が農道を挟んで田という状況です。

申請地の状況につきましては、草刈りしてある保全管理地です。

県道より2メートル程度低い田んぼが申請地です。

雨水処理に関しては自然流下で、農業用水路に排水します。

汚水に関してはありません。

埋め立て法面の処理も特にありません。

申請地の進入路の位置は図面の西側、幅員 2m ぐらいです。

境界については畦畔で確認しております。

以上のことから特に問題はないと思われます。

これで現地報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 31 号番号 35 に賛成の方の挙手を求めます。

- 12 -

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号36について事務局の説明を求めます。

局次長

議案第31号番号36について議案書をもとに説明いたします。

41ページをご覧ください。

申請地は、 から へ約 kmに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は42ページ、土地利用図は43ページをご覧ください。

本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

10番

現地調査報告を致します。

周辺の状況は北側が用排水路、東側がJR小野田線、西側が保全管理中の田んぼとなっております。

南側は太陽光発電設備となっております。

申請地の状況は草刈り済みとなっております。

雨水処理に関しては農業用水路に自然流下で排水いたします。

汚水に関しては発生しません。

埋め立て法面の処理はありません。

申請地への進入路の位置は図面の北側で、幅員は1.5mです。

境界については境界杭と、あと畦畔等で確認しております。

以上のことから特に問題ないと思います。

これで現地報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第31号番号36に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員举手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号37について事務局の説明を求めます。

局次長

議案第31号番号37について議案書をもとに説明いたします。

44ページをご覧ください。

申請地は、 から へ約 kmに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は45ページ、土地利用図は46ページをご覧ください。

本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

10番

現地報告致します。

周辺の状況は西側が、南側が他社の太陽光発電設備となっております。

北側と東側は市道です。

申請地の状況は草刈り済みです。

雨水処理に関しては西側の水路に排水いたします。

汚水に関しては発生しません。

埋め立て法面の処理はありません。

申請地への進入路の位置は図面の東側で幅員は3mです。

境界については境界杭で確認しております。

以上のことから特に問題ないと思います。

これで現地報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第31号番号37に賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第32号「現況証明願いについて」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局次長

今月の「現況証明願い」は1件です。

議案第32号番号13について議案書をもとに説明いたします。

48ページをご覧ください。

申請地は、 から へ約 kmの第1種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は49ページをご覧ください。

本件は、平成11年に申請地に隣接する に自己用住宅を建てるために農業委員会の許可を得て造成しましたが、当時、工事業者が誤って申請地まで埋め立てをしてしまいました。

住宅が完成した1~2年後に、土地所有者も申請地が許可を得ていると誤認して、車庫を増設したものです。

今後も農地としての利用が困難であるため、非農地証明に至ったものです。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

8番 現地調査報告を致します。

周辺の状況につきましては、西側に宅地、南側が用水路、北側が田 んぼで、埋め立てされて倉庫が建っている状況でした。

以上のことから農地性はないと思います。

これで現地報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第32号番号13に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員举手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に報告第14号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。

局次長

50ページをご覧ください。

今月の農地法第18条第6項の規定による通知は、番号3から4までの2件で、現契約を合意により解約するものです。

ご審議の程お願いします。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたら報告第14号は原案どおり処理いたします。

次に、議案第33号「農用地利用集積計画」を上程します。

なお、藤井委員に関しては、農業委員会等に関する法律第31条の 規定により、本件議事に参与できませんので、退室をお願いします。

(藤井委員 退室)

それでは事務局の説明を求めます。

局次長

52ページをご覧ください。

議案第33号農用地利用集積計画について議案書をもとに説明します。

今月の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条に基づく農用地利用集積計画は、整理番号17番から21番までの5件、6筆、10,445㎡でございます。

ご審議の程お願いします。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたら採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

(全委員举手)

全員賛成により、議案第33号は原案どおり決定することとします。藤井委員は入室してください。

(藤井委員 着席)

次に、議案第34号「農業振興地域整備計画の変更について」を上程 します。

事務局の説明を求めます。

局次長

53ページをご覧ください。

議案第34号「農業振興地域整備計画の変更について」議案書をもと に説明します。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項において準用する同条第1項の規定により、令和6年1月31日付けで山陽小野田市長から意見を求められている案件は、農振除外の2件です。

番号6は、568㎡の内249㎡は建売住宅の建設です。

番号7は、1,367㎡の内397㎡は自己用住宅の建設です。

いずれの案件も農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各 号の要件を満たしていると考えられます。

ご審議をお願いします。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたら採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により、議案第34号は原案どおり了承することとします。以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。

局次長

次回の現地調査は、3月5日(火)9時から、五十嵐職務代理者と相本 委員でお願いします。

第9回総会は、3月13日(水)13時30分からで、会場は保健センタ 一集団指導室です。

議長

以上をもちまして第8回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。

(起立、礼) お疲れ様でした。

午後2時20分 閉会

令和 年 月 日 山陽小野田市農業委員会 会 長

議事録署名委員

2番委員

議事録署名委員

1 4 番委員